

# 訪問設定サポートサービス 利用規約

令和6年11月20日現在

株式会社カブ&ピース

## 訪問設定サポートサービス利用規約

第一章 総則 .....	4
第 1 条 (規約の適用) .....	4
第 2 条 (通知の方法、規約の変更) .....	4
第 3 条 (用語の定義) .....	4
第二章 本サービスの提供 .....	5
第 4 条 (提供するサービス) .....	5
第 5 条 (本サービスの提供条件) .....	5
第 6 条 (除外事項) .....	6
第三章 契約 .....	6
第 7 条 (契約の単位) .....	6
第 8 条 (契約申込の方法) .....	6
第 9 条 (契約の成立) .....	6
第 10 条 (契約申込の承諾) .....	7
第 11 条 (契約内容の変更) .....	7
第 12 条 (本サービス契約者の地位の承継) .....	8
第 13 条 (本サービス契約者の氏名等の変更の届出) .....	8
第 14 条 (本契約に係る権利等の譲渡、再販等の制限) .....	9
第 15 条 (本契約の終了) .....	9
第 16 条 (本契約の解除) .....	9
第四章 禁止行為 .....	9
第 17 条 (営業活動の禁止) .....	9
第 18 条 (著作権等) .....	9
第五章 料金等 .....	10
第 19 条 (料金) .....	10
第 20 条 (利用料金の支払義務) .....	10
第 21 条 (利用料金等の支払期日) .....	10
第 22 条 (解約時の残債務の弁済) .....	10
第 23 条 (割増金) .....	11
第 24 条 (延滞利息) .....	11
第 25 条 (回収業務の委託) .....	11
第六章 損害賠償 .....	11
第 26 条 (責任の制限) .....	11
第 27 条 (免責) .....	12
第七章 雑則 .....	12
第 28 条 (本サービス契約者の協力事項) .....	12

第 29 条 (法令に規定する事項) .....	12
第 30 条 (本サービスの提供の終了) .....	12
第 31 条 (本サービスの変更等) .....	13
第 32 条 (KABU&ひかり 契約約款の適用) .....	13
第 33 条 (その他) .....	13
料金表 .....	14
第 1 表 基本料金 .....	14
第 2 表 メニュー料金 .....	14

## 第一章 総則

### 第 1 条 (規約の適用)

1. 株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）は、この「訪問設定サポートサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これに従い訪問設定サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を本サービスの利用契約者（以下「本サービス契約者」といいます。）へ提供します。本サービスの利用については、必要に応じて本サービス契約者に通知又は当社のホームページ等に公表する本サービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は、本規約の各条項の定めに従うものとします。

### 第 2 条 (通知の方法、規約の変更)

1. 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面又は電子メールの送付、その他当社所定の方法によるものとし、当社が当該通知の発信を行ったときから効力が生じるものとします。
2. 本規約は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項及び別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの規約を変更することができ、変更後の規約が適用されるものとします。

### 第 3 条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の使用に供すること
3. 契約者回線	本契約に基づいて、本サービス契約者が利用する電気通信回線
4. 本サービス取扱所	本サービスに関する契約事務を行う当社の事業所（当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所を含みます。）を意味します。

## 第二章 本サービスの提供

### 第 4 条 (提供するサービス)

1. 当社は、本サービスについて、別紙に定めるインターネット接続のための設定作業、パソコン周辺機器等（以下「サービス対象機器等」といいます。）を利用するための設定作業又はその他設定作業（あわせて以下「設定作業等」といいます。）を実施します。
2. 本サービスは KABU&ひかりの提供区域において提供します。
3. 当社は、次表に定める期間及び時間帯において、本サービスを提供します。

提供の種類	本サービスの提供期間及び時間帯
KABU&ひかりの回線工事（移転・品目変更を含みます。以下「回線工事」といいます。）と同時に設定を行う場合	「KABU&ひかり 契約約款」に係る KABU&ひかりの契約者回線の設置又は提供の形態による細目の変更に係る派遣工事の期間及び時間帯
回線工事とは別に訪問設定を行う場合	12月30日から1月3日までの期間を除く全日の午前9時から午後5時までの時間帯

### 第 5 条 (本サービスの提供条件)

当社は、本契約の申込者又は本サービス契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合のみ、本サービスを提供します。

- (1) サービス対象機器等が、本契約に係る KABU&ひかりの契約者回線に接続又は関連して利用されること。
- (2) 前号に定める KABU&ひかりの契約者回線が、本契約に係る当社の設定作業等の実施以前又は同時に開通していること。
- (3) 当社が本サービス契約者を訪問した際にサービス対象機器等の設置場所まで案内し設定作業等へ立ち会うこと。
- (4) 当社の設定作業等の実施の時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。
- (5) 当社の設定作業等の実施の時点で、設定作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要 ID やパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
- (6) サービス対象機器等及び設定作業等に必要ソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
- (7) 当社の設定作業等の実施の時点で、本サービス契約者が、そのサービス対象機器等の正規のライセンス及びプロダクト ID を保有していること。
- (8) 当社の設定作業等の実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機

器等へのインストールを承諾すること。

- (9) 当社の設定作業等の実施の際に、本サービス契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。

## 第 6 条 （除外事項）

1. 当社は、本サービス契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。
  - (1) 第 5 条（本サービスの提供条件）のいずれかの項目をみたさない場合
  - (2) 本サービス契約者が、第 28 条（本サービス契約者の協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、当社の設定作業等の実施が困難となる場合
  - (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の補助となる作業を当社に要求する場合
  - (4) その他、本サービス契約者の責めに帰すべき事由によりサービスの提供が困難となる場合
2. 本サービス契約者は、前項の規定により当社が本サービスの提供を行わない場合についても、別紙に定める基本作業費と同額の費用の支払いを要します。

## 第三章 契約

### 第 7 条 （契約の単位）

1. 当社は、1 の契約者回線ごとに 1 の本契約を締結します。
2. 本サービス契約者は、契約者回線の契約者と同一の者に限ります。

### 第 8 条 （契約申込の方法）

本契約の申込みをするときは、本サービス取扱所からの案内に従って当社所定の方法で手続きを行っていただきます。

### 第 9 条 （契約の成立）

1. 本契約は、新たに契約者となろうとする者（以下「利用申込者」といいます。）が、本規約を本契約の内容とすることに合意のうえ当社所定の方法により申込みものとします。なお、上記申込みにあたっての条件は、本規約が適用されるものとし、申込みの撤回・取消はできないものとします。
2. 利用申込者は、契約を申し込むにあたり、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものと

します。

- (1) 当社に届け出た事項に虚偽、誤記又は不足がないこと。
  - (2) 本契約を申し込む正当な権限を有し、当該権限の範囲内で申込みを行うこと。
  - (3) 過去に本規約に違反し、利用停止・解除等の処分を受けたことがないこと。
  - (4) 利用申込者が未成年ではないこと。
3. 当社は、本条第1項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。
  4. 当社は、本規約を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

## 第 10 条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本契約の申込みがあったときは、当社が受け付けた順序に従って申込みを承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 利用申込者が、本サービスに係る契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合
  - (2) 本サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難な場合
  - (3) 申込者が、当社が提供するその他サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠る場合
  - (4) その他、当社の業務遂行上著しい支障がある場合
  - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
3. 当社が、前二項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。
4. 当社は、前項第1号に掲げる事由の判断のため、利用申込者に対し、利用申込者の本人確認に必要な公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において、本サービスの利用申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込みに対する承諾を留保又は拒絶するものとします。
5. 当社が申込みを承諾した場合、電気通信事業法第26条の2に基づく契約書面の交付は、電磁的方法によって行うものとします。本サービス契約者が希望する場合は、契約書面を別途郵送するものとします。

## 第 11 条（契約内容の変更）

1. 本サービス契約者は、第8条（契約申込の方法）に基づき当社に申し込んだ本サービスの提供希望日時、設定作業等の内容又はサービス対象機器等の変更等がある場合については、当社所定の手続に従って、速やかに当社に通知していただきます。ただし、回線工事と同時に設定を行う場合における本サービスの提供希望日時の変更については、KABU&ひかりの契

約者回線の設置又は提供の形態による移転の工事日時の変更に伴うものに限り、当社は承諾します。

2. 当社は、本サービス契約者から本契約の申込内容の変更の通知を受けたときは、前条の規定に従って取り扱います。その場合、当社は、当初の申込内容に基づき当社が承諾した本サービスの提供予定日時又は提供料金等の全ての契約内容の継承を保証するものではありません。
3. 本サービス契約者は、回線工事を伴わない本契約について、第 1 項に定める当社への通知を本サービスの提供予定日の当日に行い、かつ、本サービスの提供予定日の変更を伴うとき又は回線工事を伴う場合へ変更が発生するときは、別紙に定める基本作業費と同額の費用を支払っていただきます。

## 第 12 条（本サービス契約者の地位の承継）

1. 本サービス契約者において相続により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者を定め、これを届け出ていただきます。
3. 当社は、前項の規定による代表者に届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
4. 前 3 項の規定にかかわらず、本サービス契約者の地位の承継において第 1 項の届出がないときは、当社は、本サービスに係る契約者回線の KABU&ひかりの契約者の地位の承継の届出（当社が別途定める「KABU&ひかり 契約約款」に定める届出）をもって、本サービス契約者の地位の承継があったものとみなします。

## 第 13 条（本サービス契約者の氏名等の変更の届出）

1. 本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書送付先への通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3. 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。



#### 第 14 条（本契約に係る権利等の譲渡、再販等の制限）

1. 本サービス契約者は、当社の事前の承諾なく、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡できないものとします。
2. 本サービス契約者は、当社が承認した場合を除き、当社のサービスを使用し、有償、無償を問わず再販、サブライセンス等の形態により第三者に利用させないものとします。

#### 第 15 条（本契約の終了）

本契約は、本サービス契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電气的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した時点で、終了するものとします。

#### 第 16 条（本契約の解除）

1. 本サービス契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、そのことを本サービス取扱所に所定の方法により通知していただきます。
2. 当社は、第 6 条（除外事項）の規定に基づき当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されない又は解消の見込みが無いと判断した場合は、本サービス契約者に対してその旨を通知し、その本契約を解除することがあります。
3. 本サービス契約者が別途締結している KABU&ひかりの利用契約の契約が終了したときは、本契約も終了します。

### 第四章 禁止行為

#### 第 17 条（営業活動の禁止）

本サービス契約者は、本サービスを使用して、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

#### 第 18 条（著作権等）

1. 本サービスにおいて当社が本サービス契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みますが、それらに限られません。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、その他の権利は、特段の規定の無い限り、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。
2. 本サービス契約者には、前項の物品を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

- (2) 当社が供給する一切の物品の複製、改変又は編集などを行わないこと。
- (3) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

## 第五章 料金等

### 第 19 条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

### 第 20 条 (利用料金の支払義務)

1. 本サービス契約者は、その本契約に基づいて提供を受けた設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。
2. 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
3. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金の一部又は全部を減免することがあります。その場合、当社のホームページに公表する等の方法により、その旨を周知します。
4. 本サービス契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。
5. 当社は、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して負担する金銭債務と、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して有する金銭債権とを、その支払期限にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺（控除）することができます。

### 第 21 条 (利用料金等の支払期日)

本サービス契約者は、本規約に基づき負担する料金、その他の支払債務を、当社所定の方法（当社が本サービス契約者へ送付する請求書を含みますがこれに限られません。）に記載する支払期日までに、当社所定の支払手段で支払っていただきます。

### 第 22 条 (解約時の残債務の弁済)

本サービス契約者は、本契約の解約を希望する場合には、本規約に基づき負担する料金等の支払債務のうち、未払となっているものすべて（以下「残債務」といいます。）を、当社に対し、本

契約の解約手続きと同時に支払うものとします。

### 第 23 条（割増金）

当社は、本サービス契約者が本規約に定める料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として請求させていただくことがあります。

### 第 24 条（延滞利息）

当社は、本サービス契約者が本規約に定める料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、当該料金その他の債務の額に法定利率の割合（電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン上の遅延損害金規制の対象外の場合は年 14.6%の割合）で計算して得た額を延滞利息として請求させていただくことがあります。

### 第 25 条（回収業務の委託）

当社は、本サービス契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、本サービス契約者に対して有する利用料金その他の債権を、債権管理回収業に関する特別措置法により認可された債権回収代行会社又は弁護士等へ債権の回収業務を委託することができるものとします。また本サービス契約者は、これを承諾するものとします。

## 第六章 損害賠償

### 第 26 条（責任の制限）

当社は、本サービスの提供により本サービス契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、本サービス契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 本サービス契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した本サービス契約者の損害

## 第 27 条（免責）

1. 当社は、本サービスの提供をもって、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン周辺機器の利用、ウイルスの完全な発見及びその駆除、ソフトウェア（ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含みます。）の完全なインストール、アップグレード、アンインストール又は本サービス契約者のデータの完全なバックアップ及びその移行等を保証するものではありません。
2. 当社は、本サービス契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電氣的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した後は、当社の設定した内容等を保証しません。

## 第七章 雑則

### 第 28 条（本サービス契約者の協力事項）

本サービス契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた I D やパスワード等の入力
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供
- (3) サービス対象機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。ただし、別紙 1 に定めるメニューのうち、サービス対象機器等に記憶された情報の複製を行うメニューを利用する場合はその限りではありません。
- (4) サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

### 第 29 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第 30 条（本サービスの提供の終了）

1. 当社は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ま

た、予めその理由、本サービス終了日を本サービス契約者に通知いたします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第 31 条（本サービスの変更等）

当社は、第 2 条（通知の方法、規約の変更）で規定する通知の方法に従い、本サービスの内容の変更等を行います。ただし、本サービス契約者に不利な変更等の場合、当社は事前に通知をします。

### 第 32 条（KABU&ひかり 契約約款の適用）

本約款に定めのない事項については、「KABU&ひかり 契約約款」の規定に従うものとします。

### 第 33 条（その他）

1. 当社及び本サービス契約者は、本契約又は本規約の解釈に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。
2. 前項の協議が整わなかった場合、本契約又は本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
4. 当社において合併、又は会社分割及び事業部の営業譲渡、又は資産売却があった場合は、当社は、本サービス契約者の同意を得ることなく、本契約の全体を包括的に譲渡することができ、合併又は分割、営業譲渡又は売却後に相続人が本契約上の地位を継承するものとします。その際、本サービス契約者へは電子メール及び当社ホームページにおいて通知します。

## 料金表

### 第 1 表 基本料金

区分		金額 (税込み)
基本作業費	回線工事を伴わない場合、派遣費用として基本作業費がかかります	8,250円
状況診断費	回線工事を伴わない場合、派遣費用として基本作業費がかかります	1,650円
交通費	本州及び北海道本島を除く全ての島嶼部へのご訪問の場合	実費

### 第 2 表 メニュー料金

メニュー	作業内容	単位	金額 (税込み)	
			東日本 エリア	西日本 エリア
インターネット 接続設定	1台目のPCのインターネット接続、メール設定 (PC直接接続/ルータ経由接続)	1台	3,300円	
追加PCの インターネット 接続設定	2台目以降のPC (1台) のインターネット接続、メール設定	1台	3,300円	2,200円
開梱設置設定	PCの開梱・設置又はOSの初期設定 (OSのアカウント初期設定を含む)	1台	4,840円	4,070円
	(ノートPCの場合)	1台	4,070円	
ゲーム機設定	ゲーム機のTV接続・インターネット接続 設定・無線設定	1台	3,850円	—
各種アプリケーション	スマートフォン/タブレット向けアプリケーションインストール及び簡易設定 又は 共有側：プリンタを接続した PC におけるプリンタの共有設定 アクセス側：共有設定されたプリンタ側のドライバのインストール及び設定	1アプリ 又は 1共有 設定	—	3,850円
ルータ設定	プロバイダ接続設定、サイトアクセス制限、パケットフィルタリング等の詳細設	1台	2,200円	—

	定 ※VPNの設定は含まれません。			
ルータ無線設定	ルータ 1 台又は無線 LAN アクセスポイント 1 台の無線設定（インターネット接続設定は含みません）	1台	3,190円	—
ルータ詳細設定	ブロードバンドルータへのプロバイダ情報（ID/PASS）の設定 ブロードバンドルータへの無線情報設定	1台	—	2,200円
Wi-Fi設定（子機）	Wi-Fi 端末における無線 LAN 接続設定 ※対象機器は、無線 LAN 内蔵 PC、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機、プリンタになります。	1台	990円	
ウイルス対策ソフトインストール	ウイルス対策ソフトのインストール・設定（McAfee 社、Symantec 社、TrendMicro 社）	1台	3,850円	7,700円
プリンタ設定	プリンタの開梱・設置・PC との接続、ドライバ・付属ソフトウェアのインストール	1台	4,840円	
その他周辺機器設定	外付けドライブ、スキャナなどの開梱・設置・PC との接続、ドライバ・付属ソフトウェアのインストール	1台	3,850円	

附則：本規約は 2024 年 11 月 20 日から実施します。